



令和3年度介護報酬改定に伴う
介護予防・日常生活支援総合事業の
報酬単価の見直しについて



高松市 長寿福祉課

令和3年4月以降のサービス単価について①

※変更箇所は、太文字の部分

◆訪問型・通所型サービス <基本単価>

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
訪問型サービス	1回当たり	1回当たり	1回当たり
	週1回まで (事、支1・2) 268単位/回	週1回まで (事、支1・2) 225単位/回	本市専門職が実施 期間：6か月
	※月4回を超える場合 1,176単位/月	※月5回まで	
	週2回まで (事、支1・2) 272単位/回	週2回まで (事、支1・2) 225単位/回	
	※月8回を超える場合 2,349単位/月	※月10回まで	
	週2回を超える程度 (事、支2) 287単位/回		
※月12回を超える場合 3,727単位/月			
通所型サービス	3時間以上	3時間以上	1時間30分以上
	1回当たり	1回当たり	1回当たり
	週1回まで (事、支1) 384単位/回	週1回まで (事、支1・2) 333単位/回	週1回まで 310単位/回
	※月4回を超える場合 1,672単位/月	※月5回まで	期間：6か月
	週2回まで (事、支2) 395単位/回	週2回まで (事、支2) 333単位/回	
	※月8回を超える場合 3,428単位/月	※月10回まで	

令和3年4月以降のサービス単価について②

※変更箇所は、太文字の部分

◆訪問型サービス <加算・減算・上乘せ分>

	従前相当サービス	サービスA
初回加算	200単位	—
生活機能向上 連携加算	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月
介護職員 処遇改善加算	(I) 所定単位×13.7% (II) 所定単位数×10% (III) 所定単位×5.5% (IV) (III)の90% (V) (III)の80%	—
介護職員等 特定処遇改善加算	(I) 所定単位×6.3% (II) 所定単位×4.2%	—
同一建物減算	×90%	×90%
特別地域加算	15%	15%
中山間地域小規模 事業所加算	10%	10%
中山間地域サービス提供加算	5%	5%
有資格者による サービス提供加算	—	—
新型コロナウイルス感染症への対応 (令和3年9月30日までの上乘せ分)	所定単位×0.1%	—

令和3年4月以降のサービス単価について③

※変更箇所は、太文字の部分

◆通所型サービス <加算・減算・上乘せ分>

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	100単位/月	—
運動器機能向上加算	225単位/月	—	—
栄養アセスメント加算	新設 50単位/月	—	—
栄養改善加算	200単位/月	150単位/月	150単位/月
口腔機能向上加算	変更 (I) 150単位/月 新設 (II) 160単位/月	150単位/月	150単位/月
選択的サービス 複数実施加算	(I) 運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位/月 (II) 運動・栄養・口腔のうち 【3つ実施】700単位/月	栄養・口腔 【いずれも実施】 480単位/月	栄養・口腔 【いずれも実施】 480単位/月
事業所評価加算	120単位/月	—	—
サービス提供体制 強化加算	新設 (I) 事・支1 88単位/月 事・支2 176単位/月 変更 (II) 事・支1 72単位/月 事・支2 144単位/月 変更 (III) 事・支1 24単位/月 事・支2 48単位/月	—	—
生活機能向上連携加算	新設 (I) 100単位/月 (3月に1回を限度) 変更 (II) 200単位/月 (運動器機能向上加算を算定している 場合 100単位加算)	200単位/月	—
口腔・栄養スクリーニング加算	新設 (I) 20単位/月 変更 (II) 5単位/月 (I, IIともに6月に1回を限度)	—	—
栄養スクリーニング加算	—	5単位/回 (6月に1回を限度)	—

令和3年4月以降のサービス単価について④

※変更箇所は、太文字の部分

◆通所型サービス <加算・減算・上乗せ分>

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
科学的介護推進体制加算	新設 40単位/月	—	—
介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位×5.9% (Ⅱ) 所定単位×4.3% (Ⅲ) 所定単位×2.3% (Ⅳ) (Ⅲ)の90% (Ⅴ) (Ⅲ)の80%	—	—
介護職員等 特定処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位×1.2% (Ⅱ) 所定単位×1.0%	—	—
利用定員を超える 場合の減算	×70%	×70%	—
看護・介護職員の員数が 基準に満たない場合の減算	×70%	×70%	—
中山間地域等サービス提供加算	5%	17単位	—
若年性認知症利用者受入加算	240単位	—	—
同一建物減算	事・支1 -376単位/月 事・支2 -752単位/月	-87単位/回	—
新型コロナウイルス感染症への対応 (令和3年9月30日までの上乗せ分)	所定単位×0.1%	—	—